答弁第一八号昭和三十五年七月十五日受領

内 閣衆質三 兀 第一 八号

昭和三十五年七月十五 日

内 閣 総 理大臣 岸 信 介

衆 議 院 議 長 淸 瀨 郞 殿

衆議 院 議 員猪俣浩三 君提出 六 五. 事 件に おける警察官の職権 乱用に関する質問 12 · 対し、 別

紙 答 弁書 を送付する。

(質問の 八

衆 議 院 議 員 猪 俣 浩 君 提 出 六 五. 事 件 に お け る 警 察 官  $\mathcal{O}$ 職 権 乱 用 に 関 す る 質 問 に

## 対 す る 答 弁 書

警 <u>字</u> 庁 発 行 文 書 六六 五. 玉 会突入事件を中心として」 *(*) 発 送 部 数 は、 約 九〇〇  $\bigcirc$ 部 で あ り、

そ  $\mathcal{O}$ 送 付 先 は、 警察 部 内、 衆 参 両 院 議 員 (地 方行 政委員会、 法務委員 会の委員等)、 政党役員、

政 府 関 係 機 関 言 論 機 関、 そ  $\mathcal{O}$ 他 民 間 有 識 者 等 で あ る。

該

文

書

に

記

載

L

た

事

件

は

国

 $\mathcal{O}$ 

最

高

機

関

た

る

玉

会

 $\mathcal{O}$ 

警

備

に

関

連

L

て

惹き起こさ

れ

た

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

で

あ

L

り、 そ  $\mathcal{O}$ 事 件  $\mathcal{O}$ わ が 玉 内 外 に 与 え た 影 響 は 甚 大 で あ 0 た L た が 0 て、 この 事 件 に 直 接 対 処

た  $\mathcal{O}$ は 東 京 都 警 察 で あ る が  $\mathcal{O}$ 事 件 を  $\Diamond$ ぐ る 警 察 12 対 す る 各 種  $\mathcal{O}$ 誤 解 等 に Ł とづ < 1 ろ 1

ろ な 批 判 は 全 玉 都 道 府 県 警 察  $\mathcal{O}$ 警 察 活 動 に 影 響 す る とこ ろ が 極 め 7 大 で あ る  $\mathcal{O}$ で、 警 察 庁 لح

7 は 全 玉 的 な 視 野 に <u>\f</u> 0 て、 ک  $\mathcal{O}$ 事 件 に 関 L 明 5 か に な 0 7 V > る 事実を 各 方 面 に 卒 直 に 伝

え、 玉 民 0 了 察を得  $\lambda$ とし た のであ る。

三 該 文 書  $\mathcal{O}$ 内 容 は、 主 とし 7 警 視 庁 0) 調 查 に ょ る報 告 に ŧ とづ き、 警 察 庁 に お 1 7 慎 重 検 討  $\mathcal{O}$ 

うえ、作成されたものである。

兀 該 文 書 は 所 属 長  $\mathcal{O}$ 意 を体 L て、 警察庁 0) 広 報 担 当 課 長 で あ る長官官 房総務課 長 0) 責 任 に お

いて作成されたものである。

五. 該 文 書 は、 六 月二十三日に 発 行 さ れ た ŧ ので あ つ て、 質 問 主 意 書  $\mathcal{O}$ こ の 項で指 摘 さ れ た 事 項

に 0 ١ ر て は 当 時 ま だ そ 0) 事 情 が 明 5 か で なく、 調 查 中 で あ つ た カン 5 で ある。

六 右 翼 が デ 干 隊 に な < ŋ カン カン 0 た 後 に お 7 て は、 デモ 隊 側 もこれ に 対 L て 全 <  $\mathcal{O}$ 無 抵 抗 で は な

デ 干 隊  $\mathcal{O}$ 部 に は 反 撃  $\mathcal{O}$ 行 動 に 出 た ŧ  $\mathcal{O}$ ŧ あ 0 て、 そ 0 状 況 を 双 方  $\mathcal{O}$ 乱 闘 لح 表 現 L た に

すぎな 1 L た が つて ک  $\mathcal{O}$ 事 件 に 0 7 7 は ま ず、 主 動 的 に 攻 撃 を 加 え た 右 翼 を 現 場 に お 1

7 逮 捕 L た  $\mathcal{O}$ で あ り、 ŧ L 今 . 後  $\mathcal{O}$ 取 り 調 ベ に お ( ) て、 デ 干 隊 側 等 に 刑 事 責 任 を追 求 すべ き ŧ  $\mathcal{O}$ 

が判明すれば、必要な捜査手段をとる場合も考えられる。

七 に は ک は 六 行 月二十  $\mathcal{O}$ な 項 わ に  $\dot{\Xi}$ 指 れ 摘 日 さ 1  $\mathcal{O}$ れ な ŧ た **\**\  $\mathcal{O}$ で 雑 L 誌 あ か る  $\mathcal{O}$ L 記 か な ら、 事 が は、 ら、 指 ١, 摘 そ ず  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 記 れ 後 事 ŧ 12 七 に お ŧ 月 とづ 7 + て 日 は、 1 号 て 0)  $\mathcal{O}$ t 調  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 項 で 査 に は、 あ り、 指 摘 警 警 察  $\mathcal{O}$ 事 察 庁 庁 実  $\mathcal{O}$ に 文 発 書 行 0 1 発  $\mathcal{O}$ て 該 行 は 文 ま で 書

ک

目

八

該

文

書

 $\mathcal{O}$ 

発

行

0

趣

旨

に

つ

**,** \

て、

あ

5

か

じ

 $\Diamond$ 

玉

家公安委員

会の

了

承

· を得

てい

る。

下

調

査

中

で

あ

る。

て

(1) 参 議 院 南 通 用 門 とい う 0) は 参 議 院 第二 通 用 門 のことであると思うが、 現 場 配 置  $\mathcal{O}$ 警 察

官

は 名で あ り、 指 揮 者 は 麴 町 警 察 署 警 部 中 村 克 巳 制 服)お ょ び 公 安 第 課 警 部 補 中 村 秋

夫(私服)である。

(2)

城

東

大

第 匹 機 動 隊 隊  $\bigcirc$ 名 警 部 三 矢

九

名

警

部

吉

田

七

之

助

金

吾

丸 の内 署 部 隊 八三名 警 部 小 林

重

(3)当 時 玉 会 構 内 参議院第二 通 用門附 近  $\mathcal{O}$ 警備を担当してい た部隊、 ならびに指揮官 は 次 のと

お りで あ る。

第 匹 機 動 隊 〇 〇 名

警 部  $\equiv$ 矢

金

吾

学

校

部

隊

赤

羽

大

隊

七一

名

八

王

子

大

隊

二四六名

〇 〇 名

警

視 Ш 村

夫

信

小

警 視 黒 新

(二) 午後 七 時以 降 同 七時四十分ごろに至る間、 衆 議 院 南 通 用門附 近 に配置され てい た警察部

隊は、 次  $\mathcal{O}$ と お りで ある。

そ 0 内 訳は、

1 第 五 方 面 本 部

藤 秀 宏 警視正

伊

以 下 一 一 名

六

であ		なら			7	6	5	4	3	2
b)	第	CK	第	国	$\frac{1}{1}$	本	北	滝	第	第
	三機	に	機	会正門前において学生等を排除	JII	所	沢	野	兀	
					大	大	大	]]]	機	機
	動		動					大	動	動
	隊		隊		隊	隊	隊	隊	隊	隊
	木		近	L	松	大	向	高	伊	外
	村		藤	た 部 隊	本捷	津	井	尾	林	川
	正			は、	足七	貞		万	長	浅次
			始		郎		豊	次	松	郎
	警		警 視 正		数言	数	数	数	数	数言
	視				視	視	視	視	視	視
	以 下		以 下		以 下	以 下	以 下	以 下	以 下	以 下
	四四〇名		四一八名		一九六名	一九二名	一五〇名	一五三名	二三五名	三一四名

正 門 か 5 南 通 用 門 を て 首 相 官 邸、 特 許 庁 方 向 に 至 る 道 路 上 に お 7 て学 生 等 を 排 除 L た  $\mathcal{O}$ 

は、

第五機動隊

末 松 実 雄 警

視

以下 四二九名

である。

四 現 在 まで 0 調べ で は、 時二十分すぎ参議院 議 員 会 館 構内 から約二―三十名 の学生を排

除 L た警 察 官 は 第三 機 動 隊 員 数 + · 名で、 指 揮 者 は 警 部 小 宮 Щ 勝  $\equiv$ 郎 で あ る。

五 現 在 ま で  $\mathcal{O}$ 調 査 に ょ れ ば 同 日 同 時 刻ごろ、 第 三 機 動 隊 が 三 宅 坂 交さ点 下  $\mathcal{O}$ 道 路 上 を 通

行 中、 議 事 堂 前 電 停 方 向 か 5 来 た 眼 鏡 を か け た三 + 歳 位  $\mathcal{O}$ 男 が 近 寄 つてきて 大 声 で  $\square$ ぎ た な

< 悪 ば を 浴 U せ て き た。 そ  $\mathcal{O}$ لح き 数 名  $\mathcal{O}$ 巡 査 が 隊 列 か 5 飛 び 出 し、 あ つち へ行 け。 と 同 人

を 突きとば し た 0 で 男 は そ 0 場 に 倒 れ た が 直 5 に そ  $\mathcal{O}$ うち 0) 巡 査 が 助 け 起こしたと 7 う

事 案が あ り、 こ の 事 案に · 関 係 L た 者は 第三 機 動 隊 員 五. 名で、 あ り、 関 係 部 隊  $\mathcal{O}$ 指 揮 者は 第三

機 動 隊 勤 務 警 部 天 野 政 晴 で あ る。

(六)

- (1) 現 在 まで 0 調 査 一では、 そのような事 実 は認認 めら れ な

(2)ラジ 才東京! 報道 部員 神 尚 邦 夫、 北 村美憲 0 両 氏 か 5 「 十 五 日午後十時十五分ごろ南通用

詳 細 に 0 V) 7 目 下 . 調 査 中 で あ る が はたし て警棒 12 により 殴 打 され たも 0) カン 確 認 す る に 至

門

内

に

お

*(* ) て

警察

部隊

0)

実

力行

使

0)

際に警棒で

殴打された。」

との

申し立てが

あつたので、

(3)現 在 ま で  $\mathcal{O}$ 調 杳 に ょ れ ば、 当 時 現 場 附 近 の学 生た 5 0 排 除 に 当 た つ た 部 隊 員 数 名 が 南 通

用 門 附 近で、 「警察官云 **々** 二 と言つて ١ ي る一人 0) 若 7 男を 認 め、 そ  $\mathcal{O}$ 男  $\mathcal{O}$ 肩 に 手 を カン け 「 何

を 言 つているのだ。 と聞いたところ、 その男はマ 1 クに 向つて 「い ま察警 官 が 私  $\mathcal{O}$ 肩 を 0

か んで云々」と言い出し「ラジオ関東の放送中である……」とも言つたので、 はじめてアナウ

+

ンサ で あることを気づい た事 実が ある。 こ の 男に対 して、 警棒をふりあげ たり、 なぐつ

たということは認められない。

「その他の罪」 につい ては、 現在までのところ警察庁長官の指定は行なわれていない。

所見公表については、 所属長 の許可を得たものである。 ただし、 この記事は、 文責在記

者として要点筆記されたものである。

第五 方 面· 本 · 部 長 が 衆 議院 南 通 用門附近 近 の警備に当たつていた滝 野川大隊長等に、 警棒納

め」の命令をなしたことは事実である。

(四)規定はない。

五 第 の点に . つ い 7 は、 国会構外の報道陣を指するものと思われるが、 第五方面本部長指

揮下の部隊は国会構外には出ていない。

第二の 点 に 0 7 て は 第 第三、 第 五 機 動 隊 で あ る。 第 五 方 面 本 部 長 0) 指 揮 下 に は な 7

六 質 問  $\mathcal{O}$ 赤 木 恭 は、 警 視 庁 広 報 課 長 赤 木 泰 0 間 違 7 で あ る と思 わ れ る。 ک 0 投 稿 は 所

属長の許可を受けたものである。

(七) 警 棒 は 原 則とし 7 指 揮 官 の命 令によつて使用することになつて ١ ر るが、 当 時 その 命 令は

出 て *\*\ な ただ し、 指 揮 官  $\mathcal{O}$ 命令によるいとまが ないとき、 B む を得ず 個 々  $\mathcal{O}$ 判 断 で 使 用

することが認められている。

八 第 五. 機 動 隊  $\mathcal{O}$ 部 で は 学 生、 ま た は 周 辺  $\mathcal{O}$ 野 次 馬 風  $\mathcal{O}$ 組 織 不 明  $\mathcal{O}$ 寸 か 5 絶 え 間 な <

続 け 5 れ る 敷 石  $\mathcal{O}$ 破 片、 石 塊 等  $\mathcal{O}$ 投 て き、 あ る 1 は プ ラ 力 ド  $\mathcal{O}$ 柄 竹 竿 等 に ょ る 暴 行  $\mathcal{O}$ た

8 身 体  $\mathcal{O}$ 危 険 を 感 じ 各 \_ 警 察 官 が 自 己  $\mathcal{O}$ 判 断 に ょ 0 て 警 棒 を 用 1 7 7 る。

九 激 L 1 投 石 等  $\mathcal{O}$ 行 な わ れ る 混 乱  $\mathcal{O}$ 渦 中 で あ り、 ま た 部  $\mathcal{O}$ 部 隊 は 学 生 に · 押 さ れ た 際 分 断

され た状態になつて ١ ي たので、 命 令が 整 に 徹 底 しなか つたことも あ つ た . と思 わ れ る が、 個

Þ  $\mathcal{O}$ 警 察 官 が 故 意 に 命 令 に 従 わ な か った り、 命 令 に 反 L た 行 動 を とつ た事 実 は な 7

ま た、 警 棒 使 用 に あ た つ て は 慎 重 を 期す ることは ŧ 5 ろ  $\lambda$ で あ る が、 現 場 に お 7 7 伝 令

が 特 にそ 0 ようなことを 叫 ん で 口 0 たということは 聞 **\**\ て 1 な 1

+ 警 棒  $\mathcal{O}$ 使用 状 況報告は、 それぞれ 0 部 隊 か .. ら 報告 され てお りその概要は 次のとお りで あ

る。

第 口 は、 午 後 五. 時三十五分ごろ学 生 が 南 通 用 門 を破 壊 して 玉 会 構 内に 侵 入 ĺ 始 8) 7 か 5

大挙 侵 入 す る に 至 る 間、 第二 口 は、 午 後 + 時 ごろ 集 会 を終 0 た 学 生 が 正 門 方 向 に 向 カン お うと

7 警 察 部 隊 に 穾 き 当 た 0 て か ら ک れ を 排 除 す る 際 第三 口 は 正 門 附 近 12 お 1 て 車 両 に 対

L

規

+ -す Ś 放 指 火 等 摘 を  $\mathcal{O}$ 特 行 殊 な 警 0 棒 て は 1 た 学 部 生 等 に 報 を 道 解 さ 散 れ さ た せ 金 る 際、 属 製  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 棒 三 لح 口 は に 全く異 わ た 0 な 7 る 使 ŧ 用  $\mathcal{O}$ で て あ 1 つて、 る。 同

程 第五 条第三号に明示 して ١ ر るように、 私服 警 察 官 が 犯 人逮 捕、 押 収、 搜索等 必要ある場 合

に 使 用 す る ŧ  $\mathcal{O}$ で、 そ 0 購 入 月 日 は次 のと お りで あ る。

昭和三十一年六月二十五日

昭和三十一年十二月十三日

五〇〇本

Ō

本

昭和三十四年二月二十七日

一〇〇

なお、 六月十五 日  $\mathcal{O}$ 警備 実施にはこの特 殊 警棒 : は全然: 使用し てい な 

+ -これらのことにつ いて は 警視庁 に お 1 7 鋭 意 調 査 を進  $\Diamond$ 7 ( \ る。 L カゝ し、 現在、

までのと

ころ告発、懲戒等の手続をとつたものはない。

将 来 のことに 0 1 7 は、 今後 0) 調 查  $\mathcal{O}$ 結 果を待り ち、 ₽ L 警 察側 に · 非 違  $\mathcal{O}$ 点 があ れ ば、 当然そ

の責任を明らかにする所存である。

十 二

質問の赤木恭二は、 警視庁広報課長赤木泰二の間違いであると思われるが、 その投稿は

所属長の許可を受けたものである。

(二) 私服員は

公安第二課員 四 名

警備課員

名

 $\mathcal{O}$ 計 六名で あり、 午後三時ごろから護国塾 周 辺に お ζ, て 維新行 動 隊 0 動 向 視察に当たつた。

午 後三 時 五〇分ごろ、 同 隊 が 貨 物 自 動 車 観 光 バ ス 宣伝 力 ]  $\mathcal{O}$ 計三台に分乗し

て 護 玉 塾 を 出 発 L た 0 で、 乗 用 自 動 車 で 追 尾 警 戒 に 当 た つ た。

当 日 丸  $\mathcal{O}$ 内 署 部 隊 八 十 三 名 は 維 新 行 動 隊  $\mathcal{O}$ 対 策 部 隊 に 指 定され そ  $\mathcal{O}$ 玉 会 周 辺 に 進 出 す

るの に 備 え た  $\mathcal{O}$ で あ るが、 どの 方 向 か 5 現 わ れ る 0) か 不 明で あつた にので、 ま ず 内 幸 町、 そ  $\mathcal{O}$ 後

人 事 院 前 に 前 進 待 機 して ζ`\ たので、 ある。 その後急報に接 し午 後 五時二十五分ごろ 現 場 12 到 着

L た ので あるが、 その到 . 着 が 遅れたのはその直前の情報入手がおくれたためと、 当 時、 すでに

玉 会 周 辺  $\mathcal{O}$ 交 通 事 情 か 5 徐 行 を余 儀 なくされ 人 事 院 前 か 5 現 場 到 着 に 約 五. 分を 要 L た た め で

ある。

兀 単な る 樫の 棒と し 7 は 本 ŧ 携帯 L て **V** > な カン つ た。

当

日

現

場

で

維

新

行

動

隊

 $\mathcal{O}$ 

使

用

た樫の棒と云

わ

れ

るの

は彼等が携

帯

してい

たプラカ

]

ド

 $\mathcal{O}$ 

柄 <u>ک</u> 日  $\mathcal{O}$ 丸  $\mathcal{O}$ 旗 棒  $\mathcal{O}$ 樫 材 で あ ろうと思う。 ただし、 プラ 力 ] ド  $\mathcal{O}$ 柄、 旗竿 とし て単 に 所 持

携 帯 L て 7 た だ け で は 実 際 上 取 ŋ 締 まること は 困 難 で あ る。

五. 現 場 で は 被 疑 者 七 名 を 現 行 犯 لح L て 逮 捕 L た。 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 者 に 0 1 7 は 個 Þ

人

 $\mathcal{O}$ 

犯

罪

事

実 が か な 5 ず L ŧ 明 白 で は な カ 0 た た  $\Diamond$ に 全 員 を 所 轄 麴 町 署 に 任 意 同 行 を 求 8 7 取 り 調 べ

を 行 な 0 た。 社 숲 党 議 員  $\mathcal{O}$ 発 言 に 0 **\**\ て は 0 ま び 5 か で な 1

(六) 麴 町 署 に 任 意 同 行  $\mathcal{O}$ 途 中、 被 同 行 者 が 買物(ビン入ジュース)を L た 事 実 は あ るが、 公 衆

電 話  $\mathcal{O}$ 使 用 に 0 7 て は、 調 査  $\mathcal{O}$ 結 果 同 行 中  $\mathcal{O}$ ŧ のではない もの が 使 用 したことが 明ら か に な

つて *(* ) る。 被 同 行 者 が 警察電 話 を使 用 L た 事 実 は 認  $\emptyset$ 5 れ ない。

な お、 刑 訴 法 上  $\mathcal{O}$ 任 . 意 同 行 に つ ١ ي . て は、 被 同 行 者  $\mathcal{O}$ 行動を警察官が強制的に束縛すること

は 認めら れ て **,** \ な 7

(七) 第九項の (六)の(1)に述べたとおりである。

十三

当 日、

午後六時三十分以降逮

捕された学生は

百

数十名に

お

よび、

これ

らの

者

は全

一員衆議

院議 員 面 会 所 階  $\mathcal{O}$ \_\_ 般 議 員 面 談 所、 同 地 下 0 警 察 官 詰 所等 に 時 収 容 7 被 疑 者  $\mathcal{O}$ 簡 単 な

取 ŋ 調 ベ を L た が、 そ 0) うち、 負 傷者 لح 判 明 L た 者 に 0 *(* ) 7 は 救 護 病 院 護送 等 に 努 め た

 $\mathcal{O}$ で あ る。

な お、 同 室で は被疑者 の取 いり調べ 中で あり、 また、 必要な救護は警視庁の救護班にお , , 7

処置され ていたので同室に対する出入を制限したのである。

六月 十三 日 衆 議 院 当 局 لح 打 合 わ せ を 行 0 た 際、 議 員 面 会 所 地 下 0) 警察 官 詰 所 お ょ び 階

の 一 般 面 談 室 等 を 使 用 することに つ **\**\ 7 承 認 をう ĺ て 1 た。

な お、 玉 会 議 員その 他 の者を同 室に 入 れな か つ た (T) は、 前 項 で 回 答 L たとおりで 、ある。

<del>十</del> 匹

六月十五 日 の警察官 0 国会派出につい ては、 六月十一 . 匹 日 衆 参 両 院 議 長 から内 閣 を 通じて

警視 庁に 両 議 院 各二千 名 0 警 察 官 0) 派 出 要 請 が あ り、 更に 六 月 + 五. 日 午 後 七 時 + 分 再 び 内 閣

を通 じ て 警 視 庁 に 対 し、 両 議 院 に 各 千 五 百 名 0 警 察 官  $\mathcal{O}$ 追 加 派 出 要 請 が あ 0 た £)  $\mathcal{O}$ で あ る。

議 長 ょ り 玉 会 構 内 12 侵 入 `さ れ た 場 合 は 退 去 を 要 求 L れ 12 従 わ な 1 者 は 排 除 ま た は

逮 捕 す る よう 指 示 さ れ て 7 る が そ  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 具 体 的 技 術 的 事 項 に 0 7 7 は 議 長 か 5 特 別  $\mathcal{O}$ 

指 示 0 な 1 限 り、 警 察  $\mathcal{O}$ 判 断 に お V) て 行なうこととされてい る。 L たがつて、 警棒 は 警 察  $\mathcal{O}$ 

判断において使用したものである。

右答弁する。

(三) 放水、催涙ガスの構外に向かつての使用については、 前号のとおりである。